

第3回 新成長戦略実現会議 議事要旨

1 日時： 平成 22 年 10 月 21 日（木）18:00～19:30

2 場所： 官邸 4 階大会議室

3. 出席者：

議長	菅 直人	内閣総理大臣
副議長	仙谷 由人	内閣官房長官
副議長	玄葉 光一郎	国家戦略担当大臣
副議長	大畠 章宏	経済産業大臣
副議長	海江田 万里	内閣府特命担当大臣
	伊藤 元重	東京大学大学院経済学研究科教授
	岡村 正	日本商工会議所会頭
	河野 栄子	D I C株式会社 社外取締役
	古賀 伸明	日本労働組合総連合会会長
	小宮山 宏	三菱総合研究所理事長
	桜井 正光	経済同友会代表幹事
	清家 篤	慶応義塾塾長
	宮本 太郎	北海道大学大学院法学研究科教授
	米倉 弘昌	日本経済団体連合会会長
	茂木 守	全国農業協同組合中央会会長
	生源寺 眞一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	山口 廣秀	日本銀行副総裁
	片山 善博	総務兼地域活性化担当大臣
	鹿野 道彦	農林水産大臣
	馬淵 澄夫	国土交通大臣
	古川 元久	内閣官房副長官
	福山 哲郎	内閣官房副長官
	瀧野 欣彌	内閣官房副長官

平野 達男	内閣府副大臣
松本 剛明	外務副大臣
加藤 公一	内閣総理大臣補佐官
寺田 学	内閣総理大臣補佐官
阿久津 幸彦	内閣府大臣政務官
和田 隆志	内閣府大臣政務官
吉田 泉	財務大臣政務官
田嶋 要	経済産業大臣政務官

4. 議題： 1. 経済連携の推進と我が国の農業について

2. 総合特区制度について

（玄葉国家戦略担当大臣）

定刻となりましたので、ただ今から第3回新成長戦略実現会議を開会をいたします。ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は鹿野農林水産大臣、片山総務大臣、馬淵国土交通大臣にもご出席をいただいております。また、臨時委員として茂木全国農業協同組合中央会会長、生源寺東京大学大学院農学生命科学研究科教授にお越しをいただいております。なお、野田財務大臣と白川委員は本日ご欠席でございます。

本日の議題は経済連携の推進と我が国の農業、そして総合特区制度についてでございます。それでは、初めに菅総理からご挨拶をいただきたいと思います。

（菅内閣総理大臣）

今日の課題は玄葉大臣から既に紹介がありましたように、経済連携の推進と我が国の農業というある意味で一番重要な課題を茂木全国農協中央会会長と生源寺教授からお話をいただいて、色々と意見交換をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、この問題は日本の将来にとっても、地域のあり方にとっても、あるいは安全な食べ物という観点からも大変重要でございますので、是非有意義な議論になることを期待いたしております。

また、あわせて総合特区制度についてもご議論をいただくことになっております。

今、世界が激しいスピードで変化をしておりますが、この新成長戦略実現会議が日本の将来に間違いのない報告を出していけるよう、皆様方のご協力を改めてお願いします。

（玄葉国家戦略担当大臣）

それでは、経済連携の推進と我が国の農業について茂木会長からご説明をお願いいたします。

（茂木臨時委員）

ただ今ご紹介をいただきましたJ A全中会長の茂木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、新成長戦略実現会議におきまして、我が国のE P A基本方針に関するJ Aグループの考え方を申し上げる機会をいただきまして、本当にありがとうございました。菅総理をはじめといたしまして、関係者の皆さんには厚く御礼と感謝を申し上げる次第でございます。

まず、E P A全般に関するJ Aグループの基本的な考え方を2点申し上げたいと思います。

その第1は、我が国が締結するいかなるE P Aも人権、開発、気候変動、生物多様性、そして食料、安全保障など、農業と直接、間接に関連している国際協定と完全な整合性、一貫性を持ったものであるべきと考えております。

2008年6月に国連食糧農業機関（F A O）は、世界食料サミットを開催しまして、世界各国で食料安全保障を国家の恒久的政策に位置づけ、農業投資を拡大し、飢餓と貧困をなくしていくよう合意をいたしました。

しかし、それ以降顕在化した世界的な食料価格の高騰により、地球上の飢餓、貧困人口は減少するどころか、9億人にまで拡大する事態を招いております。そして、現在世界では食料、水、農地を奪い合う食料争奪、農地争奪が起きており、適切な政策がない限り、世界の食料事情は一層悪化し、社会不安が深刻化していくものと懸念されております。

去る10月17日には、鹿野農林水産大臣の議長の下、新潟でA P E C食料安全保障担当大臣会合が開催され、持続可能な農業の発展による食料供給の増大を通じて、食料安全保障を達成していくことが確認されました。深刻化する世界の食料事情を踏まえた時宜を得た閣僚宣言であり、鹿野大臣の強力なリーダーシップに心より敬意を表するものであります。

菅総理におかれましては、11月のA P E C首脳会議の議長として、このような共通認識を首脳間でも再確認いただきますよう、特段のご尽力を要請するものでございます。また、当然のことながら、政府のE P A基本方針におきましても、我が国が議長として取りまとめを主導した「A P E C食料安全保障に関する新潟宣言」がきちんと位置づけられるよう期待するものでございます。

第2に、我が国が締結するいかなるE P Aも地球環境をこれ以上悪化させるものであってはなりません。我が国は世界の他の地域とは比較にならないほど、多様な生物資源に恵まれた国であると言われております。また、環境保護や地球温暖化防止に関する国民の意識が高く、温室効果ガス削減に向けた多様な取組が個人や家庭のレベルなどでも行われております。

そのような中、農業は単に食料を供給するだけでなく、国土、自然環境の保全など、多面的機能を発揮しております。これらは貿易では取引できない非貿易的関心事項であり、こうした役割を金額に置きかえると8兆2,000億円になると日本学術会議では評価しております。

農業、林業が果たす8兆2,000億円に上る多面的機能は、国民共有の財産であり、一度失われれば簡単に回復できるものではありません。このため、多面的機能よりも貿易の拡大を優先するのかどうかは、国のかたちの議論として、十分な時間をかけて広範な国民各層の参加を得

ながら行い、判断していくべきだと考えております。

私ども農業者といたしましては、国民の皆さんの期待に少しでもお応えするためにも、自然と調和した農業生産活動を通じて、多面的機能がきちんと発揮できるよう、誠実にかつ真摯に努力を重ねていきたいと考えております。

以上、申し上げてきましたとおり、E P Aは交渉に参加する国々が経済的、社会的、文化的に発展し、繁栄していくことを本来の目的とすべきであり、その利益は国民に公平にもたらされるべきです。

工業製品の輸出拡大や資源の安定確保の必要性を否定するものではございませんが、同時に我が国が貿易立国として発展した結果、食料自給率が極めて低水準となった実態も十分踏まえられるべきだと考えております。

我が国農業は韓国、インドネシアなど、他のアジア諸国の農業と特徴は全く同じで、人口密度は極めて高い中、集落での共同作業を要する稲作を中心とした小規模家族農業として展開しています。このため、改革には取り組んでいるものの、新大陸型の米国や豪州の農業のような圧倒的な国際競争力は将来にわたって持ち得ない実情にあります。

一方で、我が国の製造業は世界に冠たる国際競争力を有していることから、日本の産業界の要求は諸外国にとって極めて厳しいものと受け止められており、その分、我が国農林水産業に対する市場開放圧力が強くなっていると言わざるを得ません。このような関係はW T Oドーハ・ラウンド交渉やE P A交渉で我が国が例外なく経験してきたことであります。

新成長戦略実現会議には、経済3団体の代表が委員としてそろって参加をされておりますが、私どもJ Aグループといたしましては、経済界とのいたずらな対立は決して望んではおりません。だからこそ、E P A基本方針を策定する際には、こうした我が国の産業ごとの特徴を踏まえ、我が国の強硬な立場がそのまま農林水産分野にはね返ってくるようなことがないよう、十分に慎重な検討をお願いするものでございます。

最後になりますが、T P P（環太平洋協力パートナーシップ）に関しましては、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉であり、しかも交渉参加国は米国や豪州など、世界最大の農産物輸出国であります。例外を認めないT P Pを締結すれば、日本の農業は壊滅いたします。農家所得が政策で補償されても、輸入は増大し、国内生産は崩壊していきます。農業が打撃を被れば、関連する農産物加工業も直接影響を受けますし、生産資材、飼料、農業機械等の製造業、さらには運送業など、幅広い産業が影響を受け、地方の雇用は失われることとなります。

3月に閣議決定をされた食料・農業・農村基本計画では、平成32年度までに食料自給率50%の達成を目指すこととしております。しかし、T P Pを結べば、国民の圧倒的多数が望む自給率の向上は到底不可能となります。したがって、我々は我が国の食料安全保障と両立できないT P P交渉への参加に断固反対します。

お手元にお配りしておりますとおり、去る10月19日に全国の代表者とともに、このことを確認する決議を満場一致で採択をしたところでございます。ご出席の各位におかれましては、我々の深刻な懸念につきましてご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、この機会にあえて申し上げておきたいことがございます。

前原外務大臣は、先日、「日本のG D Pの1.5%の第1次産業を守るため、98.5%が犠牲になっている」と発言したと報道されております。また、大畠経済産業大臣は9月21日の閣議後記者会見で、農業分野のことを「ネック」と形容されました。これらの発言は第1次産業の重要性を軽視したものであり、食料自給率の向上、安全、安心な食料の安定供給という国民の期待を損なう信じられない発言であります。

鹿野農林水産大臣も仰っておりますが、第1次産業は単なる数字で判断できるものではございません。人が暮らし、営農している農村の多面的機能や地域経済、雇用など、農林水産業の果たす重要な役割を正しく認識していただきたいと思います。外務大臣や経済産業大臣がこうした発言を行ったことは、国益を著しく損なうものであり、このことをあえて申し上げさせていただきます。

最後になりますが、本日このような機会を設けていただきました菅総理大臣に対しまして、改めて感謝を申し上げ、J Aグループを代表しました意見表明とさせていただきます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、次に生源寺教授からご説明をいただきます。生源寺教授のご説明が終わった後、自由討議に入りたいと思います。

(生源寺臨時委員)

率直に申し上げまして、私は非常に心配をしております。

特にこの数年、農業政策を巡る議論が、言葉を選ばずに言えば、与野党ともに選挙の票を意識した非常に内向きの議論になっていたわけであり、そのこともあって、農業関係者には現下の経済連携に向けた議論が非常に強い衝撃を持って受けとめられていると認識しています。こ

のままいきますと、冷静な議論を交わすことができなくなることも懸念しております。

今必要なのは、農業と農村のあり方について、基本的な認識を確認ないしは構築、あるいはその点についての国民的合意を得ることだと思います。同時に、基本的な認識を踏まえつつ、広くステークホルダー、これは消費者、納税者、農業界、もちろん産業界、あるいは都市と農村という切り口も必要かと思えますけれども、この利害得失を吟味する、そういう複眼的な視野です。それから5年後、10年後、20年後にどういった絵が描けるかという中長期的な視野の下で1つ1つ丁寧な判断を下していくことが必要だと思っております。

基本的な認識として、私自身が考えていることを4、5点ここに列挙いたしました。

1つは食料です。これは絶対的な必需品としての性格を持っているわけでありまして、食料の安全保障の観点からも、ミニマムの国内供給力とその水準の議論、またこれはこれで結構面倒なところもございますけれども、これを確保し続けるということが重要だろうと思っております。特に2007年から2008年にかけてまして、食料価格が高騰したときに、最大12カ国が米、あるいは小麦の輸出禁止措置をとっておりまして、この点は輸入陣営として重く受けとめる必要があるだろうと思えます。これはもちろん途上国、あるいは中進国が輸出禁止措置をとったわけでありまして、自国の人々のフード・セキュリティの確保のためということであったわけでありまして。だとすれば、反射的に輸入陣営のフード・セキュリティについてどういう考え方をするかということについて、きちんと議論していく必要があるだろうと思っております。ただ、供給力を確保するということと平時の農業の形については、必ずしも重ならないという点もあろうかと思えます。

それから、農業の保護政策については随分議論があるわけでありまして、私自身はフード・セキュリティの確保に必要な領域の施策は容認されてしかるべきだと考えております。非常に単純な言い方になりますけれども、農産物の貿易摩擦を巡る真の問題は、フード・セキュリティの確保の領域を超えて、なお講じられている過剰な保護政策と申し上げてよろしいかと思います。例えば、アメリカのように自給率が100%を優に超えるような国でも、相当な保護政策が行われているという事実がございます。

それから、問題のとらえ方といたしまして、農業構造の類似性という観点を踏まえるならば、日本、それから日本を囲むモンスーンアジア、当面は東アジア、あるいは北東アジアという言い方もできるかもしれませんが、さらにその外側の世界という問題のとらえ方が私は有益だろうと思っております。モンスーンアジアの中では、中長期的に見ますと、お互いに得意な食料、食品が生産され、それが取り交わされるというネットワークができていくことを現実

的なものとして展望できるかと思います。ただ、その外側の世界に向かっては、ある意味では食料調達のライバルの関係にも立つという構造があるかと思います。

それから、経済連携の帰趨いかにかわらず、実は日本の水田農業が持続可能であるかどうかと問われますと、これは非常に疑問でございます。資料の3枚目、世代交代が進まない小規模水田農業というスライドをご覧くださいますと、規模別の経営の概況でございます。それで、1ヘクタールという規模は、戦後の農地改革の後でできた平均的な内地の規模と申し上げていいわけですが、それ以下の農家がまだ7割以上という状況でございます。これは水田農業の場合には、兼業農業という形で高度成長に適応してきたということがあるわけでございます。これはある意味では安定した体制であったという言い方ができるかもしれませんが、平均年齢をご覧くださいますと、平均で経営者は60歳代後半であります。これは2006年でございますので、さらに現在は高齢化が進んでいると思います。

なお、ついでに申し上げますと、戦後の1ヘクタールが現在ではどのぐらいの規模に相当するかということを考えますと、この半世紀の間に大体実質で1人当たり8倍ぐらいの成長をしておりますので、現在で言えば10ヘクタールぐらいのところで他の産業と均衡する所得が得られると言えます。私はよく10ヘクタール程度の規模の農家を大規模農家などと言うことはやめたほうがいいと申し上げておりますけれども、それはそういう意味でございます。所得を見ても、通常の勤め人と同じぐらいの所得を得ているという実態がございます。

いずれにせよ経済連携があろうとなかろうと、大変な窮地にある。特に水田農業について、10年後、20年後の姿をきちんと示すということが大事でありますし、またそれを実現可能にするための政策をきちんとつくり上げるということが大事でございます。

それから、5番目であります。日本の農山村は、今C O P 10も行っておりますけれども、多様な生物資源、それから有形無形の豊かな文化資産の両面で私は非常にユニークな存在であると思っております。経済的な価値の形成、あるいは雇用機会の創出の場としても、私は再評価が必要だろーと思っております。ただ、その反面、特に奥深い中山間の農山村、この将来ビジョンは依然として描き切れていません。ここはちょっと私が多少応援している方々の本の題名を挙げておきました。「撤退の農村計画」というかなり刺激的な表現でありますけれども、これは大変まじめな書物でありまして、30代の方が中心になって、農村計画学会のメンバーが編んだ書籍でございます。

私自身は貿易論の専門家ではございませんので、ステークホルダーにおけるウィナーもおればルーザーもいる場合に、利益を得たところから失ったところにできるだけ移転をすることに

よって、双方利するところがあるという議論があるかと思いますが、この点につきまして、少し注意すべき点ということを私なりに申し上げたいと思います。

今申し上げたように、連携のタイプにもよりますけれども、利害得失に関して、色々な形の状況が考えられるわけですが、これに関して客観的で蓋然性の高い見通しを繰り返しになりますけれども、消費者、納税者、産業界、農業界について描き出して、これを国民に提示する。これは議論を進める上での前提条件だと言ってよろしいと思います。

それから、都市的地域と地方都市、農村を比較する観点も重要だと思います。これは後でまた触れたいと思います。

さらに他の国々の状況についても、色々な情報がございまして、中立的で客観的な情報を得ておくことも大事だと思います。

経済的な移転は、いわば「言うは易く行は難し」の典型だと思っていて、その1つとして、例えばここにいわゆる消費者負担型の農政、価格支持型の農政から財政負担型、あるいは納税者負担型の農政への移行についても同様だという書き方をしております。品目によっては、農産物の価格が下がっても、最終製品の価格の低下には必ずしもつながらないケースもあります。お米などは、庭先と食卓の間にほとんど形態に変化がございませんので、比較的ストレートに反映されますけれども、そうでないものもあるということもございまして。

それから、良い悪いは別として、もともと価格支持型の保護政策は比較的消費者、あるいは国民にとって受け入れられやすいものであるということがあるかと思いますが、これに対しまして、財源としてこれだけが必要で、これを皆さん負担してくださいと新たに言っても、なかなか難しいということがあります。しかし、もしやるとすれば、そこは正面から切り結んでいく必要があるかと思いますが。

さらに、これは支払い方法でありますけれども、金額の問題というよりも、その中身の問題として、例えば先ほどの小規模の水田農家、これは山間の高齢農家と地方都市のいわば兼業農家、他に安定した仕事を持っておられる兼業農家があって、後者の場合、今の戸別所得補償ですと3万円、5万円程度になりますけれども、これを給付することについて、果たして納税者の目から見て納得が得られるかどうかという問題もあるかと思いますが。

3番目でありますけれども、いずれにせよ農業が色々な諸外国との関係を念頭に、いわば懐を深くしておくということは当然必要なことで、このところ少しその動きが私は弱かったと思っておりますけれども、その懐を深くする仕組みは、1つは農業そのもののパワーアップであります。もう1つは、政策の組立方です。

短期的には、政策の組立方でしのぐということが可能かもしれませんが、しかしそれは相当の金額の負担を国民の皆さんにお願いするということになりかねないわけであります。その意味では、短期的な政策の組立方自体が農業のパワーアップに直結するような形で仕組まれている必要があります。逆に言いますと、そういうものでなければなかなか納得をしていただけないのではないかと考えております。

それから、食品産業に対する影響ということについても、十分考慮する必要があるかと思っています。食料食品産業は、飲食費の支出がデフレで少し下がっておりますけれども、2005年に74兆円で、2000年には80兆円でした。これは、雇用からいっても15、6%ございます。しかも、特に食品製造業では北海道、東北、九州といった地方のウェイトが高いわけです。今回の経済連携が食品産業に対してどういう影響を与えるかは、非常に重要な点だと思います。これには2つの可能性、見方があると思います。

1つは、国産の農産物自体が縮小してしまう事態があるとすれば、それは当然川下の産業も生きていけないということがあると思います。もう1つは、農産物の価格が下がるということによって、むしろ国産への志向性を受けとめる余地が広がるという面もあると思います。いずれにせよ、この食品産業への影響という視点を外すことはできないだろうと思っています。これは都市、農村の比較ということにもつながっていくかと思っています。

それから、もう1つは、消費者負担型の農政から納税者負担型の農政へ仮に移行していくとすれば、農業者の利害と農協のビジネスの利害が必ずしも一致しないという面がある意味で浮き彫りにされるわけです。実は今の米の価格を巡る議論の中にそういう側面が含まれていると考えておりますけれども、このあたりをどう考えるか。少し切り口を変えてみますと、農協の経営問題に対してどういう対処をするかということまで、場合によっては考える必要が出てくるかもしれないということでございます。

最後は、これは少し技術的な問題ではありますが、膠着状態にありますけれども、WTOは生きておりますし、それからドーハ・ラウンドもまだ進行しております。これは良いか悪いかは別として、国際的なルールとして生産刺激的な助成は圧縮していきましょうということで、日本はこれまではそれを忠実に守ってきております。しかし、この種の制約がさらに強まるということになりますと、納税者負担型の農政への転換ということに関しても、かなり制約が加わるということも当然視野に置いて議論していく必要があろうと考えております。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、自由討議に入りますが、米倉委員から資料の提出がございますのでお願いいたします。

(米倉委員)

経団連といたしましては、アジアの成長に貢献し、アジアとともに成長していくために、アジア太平洋自由貿易圏（ＦＴＡＡＰ）の実現に向けた戦略的なＥＰＡの推進が不可欠であると考えています。今国会の冒頭で総理が環太平洋経済連携協定交渉への参加検討を表明されたことは、誠に時宜を得ていると思っております。経済界はむしろＥＰＡネットワークに残されることに非常に強い危機感を持っております。そういった観点から、本日緊急提言を取りまとめ、お手元に配付させていただいた次第でございます。

11月のＡＰＥＣ首脳会議の場で、ＴＰＰ交渉への参加を表明していただきたいと強く切望する次第でございます。前回も申し上げましたが、米国は現在、バイのＦＴＡ、ＥＰＡにつきましては極めて消極的な態度をとっておりまして、経済連携ということにつきましては、唯一ＴＰＰにしか関心を持っていないということが現状でございますので、是非ともこの機会に我が国としてＴＰＰへの交渉の参加ということを表明していただきたいと思います。

ＴＰＰは、入り口のところではすべての議題を全部出して議論するというところから始まるものでございまして、そこからルール作りをしていこうということでございますので、特に前回、伊藤委員が仰たように、最初からルール作りに参加していくということは非常に重要でございます。最後になって入っていけば、そのルールを採用するか、拒否するか、そういう選択しか与えられないということでございますので、是非とも我が国の国益を守るためにもＴＰＰへの参加を表明していただきたいと存じます。

同時に、先ほど茂木会長、それから生源寺教授からございましたように、食料供給力の強化や地域活性化という観点から、農業の成長産業化は新成長戦略にも明記されております最重要課題の１つでございまして、経済連携の推進と健全な国内農業の両立ということが非常に重要でございます。このために農業分野の構造改革の推進を通じて、農業の競争力を強化することは必須でございます。まず、新規就農、新規参入の促進も含め、意欲ある多様な担い手を確保するとともに、担い手への農地集約による経営規模の拡大と生産性の向上を通じた構造改革を推進することで、我が国の農業の競争力を強化することが必要でございます。

最近、仄聞するところによりますと、戸別所得補償制度の関連で農地の貸しはがしというような傾向も実際に出てきているということでございますので、そういった農地集約化を含めた

農業構造改革を着実に進めていただきたいと思います。

また、生産資機材の提供や契約栽培から、企業のノウハウを生かした生産性向上や販路拡大、さらには海外輸出の支援など、近年幅広い農商工連携も進展してきております。経団連でも2008年より農林水産省や経済産業省の後援を得まして、J Aグループと共催で地産地消セミナーや農商工連携セミナーを開催しているところでございます。今後とも農業の成長産業化に向けて、農業界との連携、協力推進への取組を強化していきたいと思っております。鹿野大臣におかれましては、大変難しい局面ではございますけれども、経済連携の推進と健全な国内農業の両立に向けて、是非ともリーダーシップを発揮してくださるよう、よろしくご尽力のほどをお願い申し上げます。

(伊藤委員)

私は過去2回にわたりまして、E P Aを進めていくことが非常に大事だということ、その上で当面T P Pへの参加の表明をしていくべきだと申し上げさせていただいたのですが、今日はその点について3点申し上げさせていただきたいと思えます。

私は大学の研究者として、国際経済学を30年以上研究しております。したがって、私の発言は、例えば企業や、特定の利益を擁護したいということではなくて、国民全体の利益を考えたという視点で申し上げているつもりです。問題は日本が開かれた社会になっていくという意思を示すのか、それとも閉鎖された中で今までの状態を維持しようとするかという、まさに国の選択の問題であると思えます。

農業、食料の問題は極めて重要な問題だと私も思います。ですから、その取組方に関して、大前提として開かれた社会の中で農業、食料をどう考えるかという形で考えていかない限り、残念ながら過去の他の国々の経緯を見たとき、特に日本のような資源に乏しく、いわゆる海に囲まれた国にとってみて、開かれた社会にならない限りはなかなか厳しいということをもう一度原点に戻って考えていくべきであると思えます。

2つ目は、少し細かい話に入りますけれども、私が非常によく使う西洋の表現に、「悪魔は細部に宿る」という言葉があります。これは何かというと、最後の細かい点を大事にしないと、非常に大きな問題を起こすということです。今回のケースに関しますと、T P Pというのは極めて微妙なタイミングにありまして、例えば参加すると日本が表明するのと、参加することを検討するということは、一見同じように聞こえますけれども、これは天と地ぐらい差があるわけですから。つまり、世界はこのA P E Cの中で日本がどういう姿勢を示すのかということに注目

しているわけで、そういう意味では文面も含めて、細部にこだわっていただきたいと思います。

最後に、これは少し大きな話で申し訳ないのですけれども、国際経済の立場から、何故日本の農業、食料がこんなに厳しくなってきたのかについては、色々な背景があると思いますが、ただ1つだけ申し上げたいと思います。かつて日本の円ドルレートは360円であったわけです。それが今は80円です。ですから、4倍に円高になった中で、非常に厳しい競争にさらされているということが先ほどご説明があった厳しい背景の1つの背景だろうと思います。

さて、10年後、20年後を見たときに何が起こるか。為替については分かりませんが、10年前に日本の3分の1の規模であった中国が今日本に並び、この後は分かりませんが、いずれ10年後に日本の3倍になる。あるいは、このままいきますと20年後にはアジアに日本より大きな経済規模の国が3つできます。中国とインド、それからこれは国ではありませんけれども、ASEANです。しかも、こういう国々はいわゆる農業生産で巨大な国にこれからなっていくということではないわけで、したがって日本の農業を見ると大きなポイントというのは、今の状態を前提として政策を判断するのではなくて、前回申しましたように、10年後、20年後のアジア、あるいはグローバルな関係をよく見た上で、どういう形で色々な政策をとっていくのかということを是非考えていただきたいと思います。

(岡村委員)

米倉委員のご意見と少し重複しますが、私は商工会議所で主として中小企業の育成に携わっている者でございますが、昨今の経済情勢からして、中小企業の海外進出という問題は極めて重要な問題になってきております。そういう意味で中小企業も交渉の遅れによって、競争力が低下するということを大変懸念しておりまして、EPAは極めて重要な問題だと認識をしております。

日本のEPAは中国、米国、EUという大規模市場国に対してまだ結ばれておりません。したがって、我々としては韓国並みの60%程度のカバー率を持つようにEPAの締結をお願いしたい。日中韓の3カ国によるEPA交渉を早期に開始をしていただきたいということと、TPPの交渉につきましても、早期に参加を表明していただければと思います。

EPAの貿易の自由化には、当然のことながら農業との両立が前提になるということは、我々も十分理解をしております。そういう意味でEPAの協定発効時にすべての物品の関税を撤廃する必要はないわけでありまして、段階的に関税を引き下げるという構成をして、WTO協定上で認められている10年間の関税撤廃期間内に農業の6次産業化、あるいは農商工連携、

農産品の輸出促進など、農業の産業としての基盤強化に向けた国内対策を講じていくことが必要ではないかと思っております。

先ほどの数字にもございましたように、農業就業人口の平均年齢が65歳以上ということがございますので、農業の基盤強化は急務であり、国費を投入してでも地域社会の基盤として重要な役割を果たしている農業の活性化に取り組んでいく必要があると思います。

農業の方でございますけれども、農商工連携には数多くの例がございます。商工会議所としても把握しているだけで138会議所が農商工連携に携わっておりまして、それなりの成果を上げております。詳しい話は省略させていただきますが、そうすることによって、生産者が消費者の視点を意識する機会となっており、販売機会の拡充や農業の成長産業化に資するものだと思います。また、経営上の問題として、農業生産法人要件の緩和も極めて重要であると思います。

私が申すまでもございませぬけれども、日本の農産品のアジアにおける評価は非常に高いということございまして、これはEPA、FTAによって、アジア域内の市場開放が日本の農産品、加工食品の市場開拓にプラス効果をもたらすということもございます。日本の農業の競争力強化の視点でEPA、FTAを捉える意義は非常に大きいと思っております。

(桜井委員)

特に米倉委員と全く同じなのですが、産業界から見て乗り越えなくてはいけない課題というのは何かというと、やはり農業の実力と農政の問題をどうしても変えていかなくてはいけないということだと思います。非常に広く考えると、これだけの借金を抱え、特に少子高齢化、人口減少など色々な課題も多い中で、日本の再生は一言で言うと、生産性の問題だと考えてもいいと思います。農業の問題に対しても、私は実に生産性の問題だと思います。

そこで、農業の面について申し上げますと、生源寺教授の資料の(2)に農業政策がありますが、確かにフード・セキュリティ、自給率100%というのは大事な問題ですけれども、それに相当なコストをかけて、そして守ることが果たして必要なのか、あるいは妥当なのかということをしっかり考えなくてははいけません。それから生源寺教授のデータの中では、経済連携協定以前に、もともとかなり農業の生産性は低く、これを何とかしなくてはいけないということを行っているわけであり、これは経済同友会も同じ問題意識で、あるべき農業政策を提言しております。とにかく戸数が減り、小規模農家が増えてきており、平均年齢が高くなっている。こうした中で食料自給率を向上させるというのは大変なコストがかかるということです。

したがって、答えはいかに農業の生産性を上げるか、その生産性を上げるための有効なお金の使い方というのが何なのかということです。

農協が、生産性向上に一体どれだけの役割を果たしてきているのか、よく考えなくてはいけないと思っています。

それから、茂木会長の言われるように、産業界対農業という対立構造に決してしたくありませんが、産業界の責務は何かというと、税収増加に寄与し、（国の）歳入自給率のアップを図っていくことだと思っています。グローバル大競争の中で、（国の）歳入自給率を上げるために、これからの日本の経済成長を支えていく機関車役を務める覚悟でおります。そういう意味で日本全体で、生産性向上のための、農業政策のあり方と有効なお金の使い方が問題であり、課題であると強く思っております。

（古賀委員）

包括的な経済連携の基本的なスタンスは今までも述べております。我々も進めるべきだろうと思っております。しかし、一方では今の論議である強い農業をどう構築していくかということがあると思っています。経済連携の推進と強い農業の両立は決して不可能ではないのではないか、そこにどう知恵を出すかということだと思っています。色々な意味で知恵を出し合い、議論をし合う必要がまずあるのではないかと思います。

私は、農業は全く素人ですが、先ほど生源寺教授は、経済連携の帰趨のいかにかわらず、こういう課題があり、そして近未来の農業ビジネスと農業コミュニティの形を明確に示すとともに、そこに到達するための政策を再構築することが急務だという課題提起をされました。

これは今に始まったことではないと思います。もう少し前からこういう課題は恐らくあっただろうけれども、それが解決できない。その障害は一体どこにあったのか、どこにあるのかということを是非お教えいただきたいと思います。

（生源寺臨時委員）

その意味では、1999年に食料・農業・農村基本法が制定されて、またそれに向かった議論の中で、今のような問題意識が非常にはっきり共有されていたかと思います。

その後、基本法に則した、担い手という表現をしていますけれども、そこへ施策を集中していくような路線をとり始めたのが2007年頃でございます。その後、ある意味では政治的な地図

の大きな変化のもとで、やや政策のぶれが生じているというのが率直なところでございます。

ただもう1つ、生産調整、お米の減反の問題は40年以上続いている非常に頭の痛い問題でございますけれども、これについて今の民主党の農政はある意味ではこれまでとは違った歩みを進めていますので、その点では少し前進しているかなと思います。ただ、構造政策的なところは以前に比べると少し弱くなっているところがあるかと思います。ですから、選挙にかかわらず、むしろ与野党共通の議論をしていただきたいと思います。しております。

（玄葉国家戦略担当大臣）

T P Pは一切例外を認めないというお話を茂木会長がされましたが、これは事実関係の話なので、平野副大臣からこのあたりを説明していただけますか。

（平野内閣府副大臣）

T P Pがどのようなルール、あるいはどのような枠組みでやるかということについては、実は日本はこの交渉に参加しておりませんから、必ずしも正確に把握しているわけではありません。ただ、仄聞するところによりますと、まずT P Pを交渉するときにはバイで交渉を始めて、お互いの考え方をまずぶつけ合って、その場合に、過去例えば米韓F T Aについては、韓国は米を例外扱いにしております。そして、バイの交渉の中で日本もきちっとした原則すべてをテーブルに載せますけれども、日本はこう考えるのだという主張はできるという話も伝わってきています。そうしたバイをやって、積み重ねていって、最終的にT P Pというような枠組みをつくるというやり方もありますし、あるいはオールラウンドでやるという方法もあると聞いていますけれども、現実にはどうもバイを進めながらやっているというのが実態で、その中においては、バイで認められた例外扱いについては、結構そのまま存続させるということでやっているようです。

ただし、繰り返しになりますけれども、T P Pに私どもは交渉に参加しておらず、これは仄聞した状況以上の何ものでもございませんので、その点ご留意を願いたいと思います。

（河野委員）

伊藤委員が最初に仰られた、国の選択、開かれた国ということは、一般の民間人も是非そうしてほしいと思っているわけです。それはこの11月に会議が開かれるとかということもありますけれども、基本的には本当に価値観を変えるというか、国民の意識が変わらないと、それは

その場しのぎの対応にすべてが終わってしまうということで、先ほど生源寺教授から撤退の農村計画というお話が出ましたが、人口が減るといえるときに、どうやったら列島改革をやった日本をもとの美しい山野に戻せるか、人口が1億になったときに歯抜けの商店街と歯抜けの農地というのは、これは売る価値もなくなってしまうということになります。そのあたりのことについて、私は農村計画というよりは、日本計画というように昔から思っていて、必ずしも農村だけではない、人口が減少して高齢化してしまった社会の価値のある姿ということについて教えていただければと思います。

(生源寺臨時委員)

これは30年、場合によっては100年ぐらいのタームで考えるという発想で出ているお話でありまして、ばらばらに崩壊していくのではなく、まだコミュニティがあるうちに一旦撤退をして、土地利用も農業的な利用を維持するところがあれば、半自然、あるいは自然というようなことを要は100年ぐらいのオーダーで考えて新しい地域社会をつくっていこうという発想があります。これは非常に色々な要素がございますが、端的に言いますとそんなところであります。

(清家委員)

これはコメントというよりお願いになるかもしれませんが、私も伊藤委員が言われたように、この時期ということをしつかりと踏まえて、将来の日本のあるべき姿から逆算して、今TPPに参加するという決断は必要だと思っています。

そのときに先ほどからお話がありますように、その後どのような形で交渉して、具体的に条件をつめていくかという際に、生源寺教授の資料の中にもありますけれども、大切なのは客観的で蓋然性の高い見通しを示すということ、あるいは幾つかの選択肢を示すということだと思います。

その意味では、今日茂木会長から幾つかの試算をお示しいただいたのは、とてもいいことだと思うのですが、我々の経験から言っても、こういうシミュレーションというのは短期、中期、長期のどこで見るかということや、あるいは人口や技術といった外生変数をどのように置か、あるいは消費者や生産者の行動についての、例えば具体的に言うと価格弾力性をどのように前提として置かかといったことによって、随分異なってきます。できれば政府、特に農水省などがそういうシミュレーションに資するようなデータをお持ちだと思いますから、そういうデー

タを色々なところでできるだけ共有し合いながら、しっかりとした分析をして、その分析の精度を高め、まさに生源寺教授の言われるような客観的で蓋然性の高い見通しが示せるような体制を整えていただければと思います。

少し付言しますと、何年か前に社会保障国民会議で医療や年金等の議論をしたときに、厚生労働省にお願いして、色々なデータを出してもらって、誰もが共有して分析できるようにしてもらったことがありました。それはとてもよかったと思います。ですから、こういう問題を議論するときにも、政府が持っておられるデータで、生源寺教授が言われた客観的で蓋然性の高い見通しを示すことに資するような分析を可能にする資料は多くの研究者やシンクタンクなどが共有できるようにしていただいて、しっかりとした実証分析をするということが大切かと思っています。

（大畠経済産業大臣）

冒頭に茂木会長から、私の発言について言及がございましたので、一言だけ申し上げさせていただきます。

私も余り使いきれない英語を使ったものですから、誤解があったと思うのですが、私の意図するところは、このTPPも含めて農業との両立がなければ前に進めることはできないという趣旨で発言いたしましたので、ご不快な思いをされたとすれば、それについては撤回をさせていただきます。

（松本外務副大臣）

TPPについて、若干補足をさせていただきたいのですが、1つはTPPと言われているものは4カ国でスタートをしたものと現在9カ国で交渉をしているものとがあるということです。4カ国のものでも一部は段階的関税の撤廃で、ごくごく一部と言わざるを得ないかもしれませんが、例外もあります。今、9カ国でアメリカ、豪州などが入って、ほぼ毎月のように交渉が行われているということで、こういった交渉としては、かなりハイスピードなものであるということであると思います。他方でかなりの交渉をするということは、4カ国で行われているものとはまた違う形になるということが想定されるという意味では、必ずしもすべて関税が撤廃という前提に立つのが正しいとは言えないと思います。ただ、かなり高いレベルの自由化を目指していることは他方で事実だろうということも受けとめておかなければいけないと思います。

今若干申し上げましたが、こういった類の交渉としては、非常に速いペースで進んでいるということは我々としても認識をしておかなければいけないと思います。恐らく今の参加国だけでもこれから世界の成長センターと言われるアジア・太平洋地域の半分に近い経済をこのＴＰＰでカバーをすることになってくるであろうことを、やはり念頭に置いて判断をせねばいけないと思っております。外交を担当する分野にあっても、将来への危機感と開かれた国であることの将来の希望というものを共有しながら、最前線で我々もまた努力をしていきたいと思っています。

また、茂木会長から前原大臣についてもご発言がありました。危機感から申し上げているということをご理解いただければとお願いしたいと思います。

(鹿野農林水産大臣)

簡単に申し上げますが、ＴＰＰに参加するということは、実質関税ゼロ国だということを宣言することと同様だと思います。いずれにしても何年後、10年後かには関税をゼロにするのだという中で、バイの交渉はオーストラリアとアメリカとの間もうまくいっていない。砂糖の問題ではアメリカがいくら交渉しても、オーストラリアはだめと言う。カナダが入ろうとしても、これはアメリカがだめだというようなことから、なかなかそう簡単にいかない。

しかし、現実に関税ゼロというものを前提として、そこに参加するということになりますから、実質これに参加するということは、関税ゼロということを宣言するということでありますから、これはものすごい衝撃であるということだけは、ご理解をいただきたいと思います。

それで、私はつい最近２つの会議に出ました。

１つは生物多様性条約締約国会議であります。これに関連して、^{モップ}ＭＯＰ５で、要するに遺伝子組み換え生物というようなものが国境を越え、損害を与えたときにどうするか、その責任と救済についてルールをつくろうということが採択されました。これは非常に大きな意味を持ちます。

すなわちこのことは、生物多様性というものの保全をしっかりとしていかななくてはならないということを国際社会が共通の理念に立てたということであります。この生物多様性の保全のために、いかに農業、林業が重要な役割を果たしているかということをもう一度国民の意識として、私は先ほど河野委員が価値観ということの変化ということを言われましたけれども、これから農村社会ということなしに、日本計画というようなものを打ち立てていく意味において、この第一次産業を位置づける必要があります。

もう1つは、16、17日にAPEC食料安全保障担当大臣会合が新潟でありました。21の国・地域の大臣が集まって、初めて食料の増産が必要だと、輸入国も輸出国も増産が必要だということが宣言に盛り込まれたのであります。すなわち2050年には今の1.7倍の食料が必要なのに、対して我々はしっかり取り組んでいこうという宣言がなされたということも踏まえ、食料がこれからの国民生活、国際社会にとっていかに重要な役割を果たしていくのかということをしちっと位置づけなければならないということだけは申し上げさせていただきたいと思います。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、時間が参りましたので、経済連携の推進と我が国の農業についての討議はここまでとさせていただきます。

(茂木臨時委員、生源寺臨時委員退室)

(玄葉国家戦略担当大臣)

次に、総合特区制度に入ります。まず片山大臣からご発言がございます。

(片山地域活性化担当大臣)

前回の会合で、総合特区制度につきましては、総理からご指示がありましたので、それを踏まえて全力を挙げていきたいと思っております。お手元に資料がありますが、これにつきましては担当の平野副大臣から簡潔にご説明を申し上げます。

(平野内閣府副大臣)

それでは、私から手短かに説明をさせていただきます。

まず、総合特区制度は構造改革特区のいわば進化形とも言えるものだと考えております。

まず、1ページ目をご覧くださいと思います。総合特区制度においては、国際戦略総合特区、地域活性化総合特区の2つのパターンの総合特区を創設することを考えております。

まず、地域からの包括的な、戦略的な挑戦と規制制度改革の大胆な提案をしていただきまして、必然性と本気度の高い地域を総合特区として指定をすることを考えております。そして、これが大きな点なのですけれども、地方公共団体と民間からなる総合特区の実施主体と関係府省とが対等な立場に立ちまして、当該総合特区の目標の実現に向け協議する新しい仕組みを創

設することを考えております。この中で実施主体が希望する規制緩和等々についてご議論をいただくということになりますし、そこを政府が後押しするということを考えております。

2 ページ目をご覧ください。制度につきましては、今申し上げたとおりでございます。推進体制につきましては、地域活性化推進本部、この本部長は内閣総理大臣でございますが、これを設置することを考えておりまして、規制制度改革の大胆な提言をしていただきまして、機動的に調整、検討を行う推進WGをあわせて設置することを考えております。

総合特区ごとに国と実施主体の協議の場を設定すると、3 ページ目でございますが、これは今申し上げたとおりでございます。制度の手続でございますけれども、基本方針の策定、公表をいたしまして、それをもとに地域から総合特区の提案をいただきます。その総合特区の提案を審査いたしまして、総合特区の指定をいたしまして、実施計画案の認定と支援措置の実施を行うというものでございます。これが実施に移されましたら、PDCAサイクルの実施を想定しております。

4 ページ目をご覧ください。総合特区の要件でございますけれども、包括的、戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること、成長分野の活性化や地域の活性化といった目的に対し有効で、我が国の成長に資する新しい分野を切り開くなど、先駆的な取組であり、かつ一定の熟度を有すること、あるいは地域資源等を活用した取組の必然性があること等々を想定してございます。

5 ページ目と6 ページ目をあわせてご覧いただきたいと思います。来年度予算要求として、推進調整費と利子補給費を要求しておりまして、要求額は823億円となっております。それから、平成23年度税制改正要望として、国際戦略総合特区につきましては、記載のとおり、法人税の特例、出資に係る所得税控除や登録免許税の特例を要望いたしておりまして、これから政府税調で議論をする予定でございます。

8 ページ目をご覧いただきたいと思います。今後の日程表でございまして、今年12月に政府予算案が決まると同時に税制改正大綱が決定しますので、ここで要望している税制については、認められるよう頑張っ取り組みたいと思います。来年1月、2月に総合特区法案の国会提出を予定しておりまして、4月以降、基本方針の作成、総合特区の提案募集を実施しまして、夏から秋ごろにかけて、総合特区を指定し、指定後今申し上げましたように、総合特区ごとに様々な取組をするということを想定してございます。

7 ページ目に戻っていただきたいと思いますが、これまで7月下旬から9月下旬まで、総合特区制度に関する提案募集を行いました。地域からの提案は450件に上りまして、地方公共団

体や経済界等から強い期待があることを実感しております。これらの提案のすべてについて、総合特区制度の創設時に対応することは困難でありますけれども、地域や経済界の強い期待を踏まえながら、成長戦略推進のための優先的に検討に着手すべき事項について、早急に協議を進め、可能な限り実現を図り、法案等に盛り込んでまいりたいと考えております。

結びになりますけれども、総合特区制度は、関係省庁が地域の立場に立って積極的に対応していただいて、成長戦略推進の実が上がると考えております。この場をお借りしまして、関係省庁のご協力を賜ることをあわせてお願いを申し上げたいと思います。

（玄葉国家戦略担当大臣）

それでは、これから自由討議に入ります。米倉委員から資料提出がございますのでお願いいたします。

（米倉委員）

我が国が中長期にわたって成長を遂げるためには、イノベーションを加速するとともに、その成果を早く国内外の市場に投入して世界の競争に打ち勝っていくことが必要であります。

経団連といたしましても、環境エネルギー、医療、交通などの今後の成長分野で企業が持つ先端技術を結集し、実証実験によって技術を完成されるとともに、教育、子育て、観光などの社会システムの変革に向けた取組を含め、総合的な都市の構築を目指す未来都市モデルプロジェクトを検討中でございまして、経済活動の担い手として民間主導による自立型の成長モデルを描き実践する所存であります。

そこで、お手元の資料によりまして、経団連の未来都市プロジェクトについてご説明したいと思います。このプロジェクトでは業種や産業の垣根を越えて、企業が高度な技術やノウハウをパッケージ化するとともに、その成果を国内外の市場に展開して成長産業の創出を目指すというものでございます。

同時に、世界に先駆けて地球環境問題、いわゆる人口減少、少子高齢化などの課題に取り組むということで、この我が国が直面する社会的課題の解決を図って、国際社会にも貢献しているというものでございます。

具体的な内容といたしましては、低炭素・環境共生、先進医療・介護、次世代交通・物流システム、先端研究開発、次世代電子行政・電子社会、国際観光拠点、先進農業、子育て支援・先進教育などを検討しております。これらの中から幾つかの機能を組み合わせて全国数カ所で

実施する予定でございます。

このプロジェクトは民間主導のプロジェクトでございまして、プロジェクトの参加企業が自ら有する技術や資源を積極的に投入して、将来のビジネス展開によって、その投資を回収するということを目指しております。ただし、大胆な規制緩和や税制措置が行われなければ実現できないものが多くございます。

今後、具体的な制度設計が行われる総合特区制度や環境未来都市構想とも十分に連携、協力させていただきたいと思っております。これらの制度を今後我が国の持続的な成長へとつなげていくためには、民間のプロジェクトも認定の対象とするなど、民間のイニシアティブが発揮できるような使い勝手のよい制度とすることが必要でございます。民間の意見も踏まえつつ、民間の創意工夫を引き出す思い切った規制緩和や予算、税制などの施策を講じていただきたいと思います。

今後経団連では、プロジェクトの仕様についてさらに深掘りするとともに、全国との自治体の間でただいま対話を重ねているところでございまして、どの場所で何をやるか、規制緩和などをどのような政策支援が必要となるかを詰めて、このプロジェクトの速やかな開始を目指すことにいたしております。このプロジェクトに対するご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(小宮山委員)

私はどうやったら日本が本当に動くのかという観点から3点申し上げたい。2点はこれまでに少しずつ申し上げました。

1点は、地域が自立的に立ち上がるような構造をつくらないと無理だということで、そのためにプラチナ構想ネットワークという意欲のある自治体のネットワークをスタートさせたということです。これは第1回の会合のときに申し上げまして、もう少し詳しくお話しできる機会があればと思います。

第2点は地域が動けるための権限の移譲ということで、これは前回申し上げました。総合特区といっても、地方に何をやりたいのか、規制は一体何かと具申させ、それならその規制を緩和しようという感じでやっているのですが、それでは新しいものは出てきません。つまりグーグルがあらわれたり、オラクルがあらわれたりというのは、もう少し違う構造で生まれてくるわけで、そういうものが日本に是非欲しいのです。そのためには、もう少しふわっと決定権を移譲するような総合特区、それから財源、これについては具体的には補助金適化法の除外規定

というようなことを申し上げました。

今日申し上げたいのは、常にチェックしていく体制をつくるべきだということです。これまでの経験でいくと、幾らいい施策を打っても、動かないのです。1つの悪いところは、補助金のお話を例にすると、ほとんどの地域にはプロジェクトマネジメントという考え方がございません。補助金をもらって、発注したらそれでもっておしまいという感じが強いのです。ですから、死屍累々、補助金がきちんと生きていかないという構造があります。ですから、地域にはプロジェクトマネジメントという感覚をつけていかないといけないと思います。

この実現会議で議論している総合特区制度、あるいは未来都市といったものは、今後、中身が詰まっていくのだろーと思いますが、それが動いているのかどうかというのをリアルタイムでチェックしていく必要があると思います。1年たっただけでは遅く、常に見ていく。法律をつくっても制度をつくっても動かないということがこれまで嫌というほど繰り返されております。

例えば、補助金適正化法の話が出ましたから、1つ事例を挙げますと、予算を来年まで繰越せると、効率が上がりますから、非常に楽なわけですね。実は科学研究助成金という日本で2,000億円出ている研究の資金は、多分15年前ぐらいからではないかと思いますが、繰越明許金というものになっており、繰越ができるのです。

ところが、1年に10万件ぐらい科研費の補助金の対象というのはあるのですが、そのうち2、3件しか現実には動いていません。認定されないと返ってきませんので、手続をしても返ってくるかどうか分かりません。法律ができて現実には動かないというのは、この例以外にもたくさんあります。

しかし、繰越明許の実態が一昨年ぐらいからできています。これは2年がかりでもって、一生懸命財務省と文部科学省と実際に使う側とが相談して、簡素な手続を作ったからです。ここが重要で、制度を作っても動かないという構造を今まで繰り返しているということをよく我々は意識して、常に動きを見て、この実現会議の企画したものが動いているかどうかというのをリアルタイムでチェックしていくという機能をつくるべきだと思います。

(宮本委員)

成長戦略というのは、官邸で議論しているだけではいけないのであって、地域がいかに戦略的な思考を身につけるかということが問われているわけですが、そのためのツールとして総合特区というのが非常に重大である。

先ほど平野副大臣から前政権の構造改革特区からの進化形であるというお話がございました。進化形である以上、質的な転換があったということも、また打ち出されなければいけません。第1に規制緩和によって民業、すなわち市場の力を引き出すことが主要な焦点だった構造改革特区に対して、もちろんその観点は踏まえつつも、市場に加えて新しい公共、場合によっては政府の支援を加えて、市場、NPO、政府のベストミックスを地域ごとの事情に応じて構築していく、いわゆる新しいガバナンスをつくっていく枠組みがこの総合特区であるわけです。

2番目に、どうしても地域の競争力の増強が前面に出た構造改革特区は、地域によってはかなり重い課題として受けとめたところもあったと思います。それに対して、総合特区は特に地域活性化総合特区がそうですけれども、まず地域が元気になることが大事だと、そのことによって、実は間接的に成長に寄与するという視点が打ち出されている。できることからやれば、結局自分たちが元気になるし、日本が元気になるというメッセージであるわけです。

以上の2点が構造改革特区からの進化形であるゆえんだと思いますけれども、こうした総合特区構想が実現するために決定的に問われているのは、いかに地域の潜在力が動員されるかで、地域のすべての主体を巻き込めるかであります。

但し、7月20日から9月21日までの2カ月間募集が行われた中で、どこまでこの新成長戦略の精神が地域に浸透し、いかに地域でこれを支えるかという議論が巻き起こったかというところは疑問を呈さざるを得ないわけです。現政権は非常に豊かなアイデアを提示される。そこは魅力的ですが、地域の巻き込み力のようなものがいまひとつ弱いような気がしております。したがって、是非この募集の枠組みにとらわれずに、本当に地域の底力を発揮して、新成長戦略を日本全体で支えていくような議論の枠組みを何度でも起こしていただきたい。現内閣は非常に強力な総務大臣を要しているわけございまして、その観点からも改めてお願いしたいと思います。

(河野委員)

先ほどのご説明の中で4ページの5番目、運営母体が明確であることというのはそのとおりなのですが、官民共同の協議会を設置することが必須というようなご説明がありましたが、それは何のためでしょうか。

(平野内閣府副大臣)

特区制度そのものの構想はまず国でやっているということもありまして、制度そのものがま

ず国、あるいは自治体が構想している制度です。その中で1つの土俵をまずつくるとというのがどちらかというと官の役割で、その中で色々な発想をしていただくというのは民間だろうと思います。そういった意味での協議の場といいますか、官民共同の協議会を設置するということがまず必須ということで、ここでは提示をさせていただいております。

(河野委員)

先ほど小宮山委員が仰ったことと少し関係がありますけれども、そういう意味ではPDCAサイクルとか、要するにこれが真っ当に動いていて、真っ当に活動しているかというのは、ネット上等々で公開し、場合によっては知恵の部分は誰かが共有していくというプロセスをとってもいいと思うのですけれども、まず土俵を官がつくるという少しイメージがわきにくいと思いました。

(平野内閣府副大臣)

制度そのものも色々な方々のご意見を聞いてつくっておりますけれども、ここは基本的に構想は自治体を中心になって考えておりますので、そういった官だけが突出するのではなくて、必ず民間も入ってやってくださいと言っています。

本来はこのようなことを言わなくても、自治体は既に民間の方々からどんどん知恵を吸収して、色々な構想を出しております。ですから、そういった意味では余計な規定だったかもしれませんが。現実的には自治体と民間が様々なネットワークを通じて、接触を通じて、こういった規制を出してください、こういった発想がございますというようなことが既に全国から上がってきているということでございます。

(河野委員)

今までの感じから抜けられないので、スピードが遅くなるとか、何か申請書類がたくさん必要だとかというふうについつい考えてしまいました。

(玄葉国家戦略担当大臣)

今のご指摘を踏まえて検討します。

(岡村委員)

簡単にはお願いですけれども、今のお話と関連しますが、主体をどうするかという意味においてももう少しご検討いただけないだろうかと思います。

具体的に申し上げますと、複数の自治体が組んで1つの構想を練るということです。プライベートでも構わないですけれども、立派なプロジェクトマネージャーを中心に据えて取り仕切るということで、少し幅広な広域連携を前提にした特区というのも認めるよう検討いただければと思います。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは時間がまいりましたので、簡単に2つの議題についてのご意見をまとめたいと思います。

最初の経済連携の推進と我が国の農業ということについては、茂木会長からは、一言で言えばT P Pを締結すれば農業は壊滅します、これには反対だというお話で、日本の農業はどうしても国際競争力は持ち得ないという事情を理解してほしいということであったように思います。ただ、必ずしも経済連携そのものに反対するというわけではないということだと思います。

生源寺教授からも色々なご示唆があったと思います。例えば、後で清家委員からもありましたけれども、客観的なデータや、基本的な認識の共有をきちっとしないと間違えた議論になるということ、あるいは65歳産業とも言われていますけれども、いわゆる10年後、20年後、あるいは50年後の農業というものを展望するという中長期的視野というものが必要ということでした。同時に多面的な機能というのは忘れてはいけなし、やや刺激的でしたけれども、経済連携いかにかわらず、今のままでは持続可能ではないというお話があったと思います。

また、米倉委員からは、とにかくT P Pに最初から入って、ルール形成に参加するべきだというお話だったと思いますし、また清家委員からは先ほど申し上げたようなことですし、同時に伊藤委員からは、開かれた社会の中で農業、農村というのを考えないといけないのではないかということでした。あるいは、30年後に日本を上回るG D Pの国がアジアで3カ国できるという状況をどういうふうに考えるのかというご意見だったと思います。

また岡村委員からは、日本は多分交渉中を入れれば30%ぐらいだと思いますけれども、韓国並みの、これは交渉中を入れてですけれども、60%のカバー率にしてほしいということでした。

桜井委員からは、農業についてはとにかく生産性を上げることに集中すべきだというお話だったと思います。

古賀委員からは、両立可能ではないかというお話がございました。

鹿野大臣の最後のお話も大変印象的でありますけれども、一言で申し上げれば、非常に日本は分水嶺というか、選択のときを迎えているということだろうと思います。2020年にF T A A Pというのは、これはある意味全員が合意をしていると申し上げてもいいと思います。それと、E P AやF T Aで国を開くという基本的な考え方というのも、これはある意味合意をしていると考えていいと思います。

問題はT P Pが3月から本格的なアメリカの参加による交渉だということで、先ほど茂木会長からもお話がありましたけれども、もっと深い国民的な議論が必要だというお話にどうしてもなりがちだということなのではないかということです。

いずれにしても、20年、あるいは30年、50年先を展望して、日本の美しい山谷、日本計画、農業をどうするかということに対しての一定の答えを出していけないといけないということではないかと思います。

総合特区でありますけれども、米倉委員からは、経団連としては未来都市モデルプロジェクトを検討中であると、民間イニシアティブを発揮できるような制度設計にしてほしいというお話がありました。

小宮山委員からは、私も読みましたけれども、プラチナ構想によって、一種ワンランク上の暮らしを地域の自立や決定権などで誘導していくこと、特に今回はリアルタイムでチェックし、フォローしていくことの必要性について言及されたと思います。

また、宮本委員からは、改めて構造改革特区の進化形なので、新しい公共という話もありましたけれども、そこをどういうふうに上手に説明をし、かつ地域の巻き込み力といいますか、浸透してないから、しっかり説明をしながら、もっと巻き込んでいくべきだというお話だったと思います。

また、河野委員、岡村委員からは、もっと主体の話、つまり官と民、特にもう少し主体の問題についてよく考えてほしいというお話であったように思います。

それぞれ非常に具体的で、かつ示唆的なご提言だったと思いますので、それぞれのご意見を踏まえて、総合特区制度が真に効果的なものとなるように、政府として検討を進めてまいりたいと思います。

最後に菅総理からご発言をいただきたいと思います。

(菅内閣総理大臣)

今日は大変重要な課題で熱心にご議論いただきましてありがとうございます。A P E C首脳

会合が11月半ばに横浜で行われるわけですが、経済連携についてAPEC首脳会合の際に基本方針を策定するというにしておりますが、今日の話を聞いていて、そう簡単ではないなと改めて思いました。APECそのものが経済連携を目指すということで存在しているわけですし、特にFTAAPという考え方については、今お話がありましたように、2020年にそれに向けてやっていこうという大きな合意はAPECの中でできております。

ただ、このFTAAPの方がまだ具体的な形のスタートにはなっておりません。それだけに個別的なFTA、EPA、それに加えてTPPという問題が来たことで、よくも悪くも黒船がやってきたのかなと思います。この黒船に対して、私の生まれ故郷の長州は一生懸命打ち払おうとしたわけですが、そのうち開国にかじを切ったわけでありましたが、大変に重たい問題だということは改めて感じました。

どなたもが農業、あるいは農村の振興を損なうことがないように、あるいは食料の自給、安全ということが損なわれることがないようにということは共通だと思います。それと同時に、この問題は1つの党や、何人かの政治家だけで超えられる課題ではないと思います。黒船のときもそうでしたけれども、ある意味ではこの黒船の意味を全国民が理解する中から、あるいは新しい道筋が生まれてくるということになるのではないかと思います。そういう意味では、もちろん我々もしっかりと国民の皆様の説明をしければいけませんが、それぞれの立場で是非どういう意味を持っているのかということの説明をお願いしたいと思います。

いずれにしても、11月にすべてが決まる、決着するというほど軽いものではありませんので、11月のAPECを、基本方針を策定するという1つのポイントにしながら、しっかりこの間の議論を進めていきたいと思っております。

総合特区制度については、玄葉大臣から話がありましたように、小宮山委員から1年前からプラチナプランを言われて、是非やりましようと言いながら、なかなか進んでいないことについて忸怩たるものがありますが、是非経団連からも未来都市モデルという大変楽しい提案していただいていますので、これも実際に進めようと思えば、先ほど来言われているように色々な難関があるわけですが、是非超えていきたいと思っています。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、これで第3回目の会合を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。